

東京地方裁判所 平成30年（フ）第3220号

平成30年5月15日

各位

破産者株式会社スマートデイズ
破産管財人 清水 祐介

破産手続開始決定のお知らせ

株式会社スマートデイズは、平成30年5月15日午後5時、東京地方裁判所の破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

①破産開始通知について

債権者各位に対しては、追って、東京地方裁判所から破産開始通知が郵送されます。債権者多数につき、発送には若干の日時を要する見込みです。破産開始通知の先後によって不利益を受けることはありませんので、待機願います。

②入居者ライフラインについて

ライフライン（電気、水道、ガスのいずれか）についてスマートデイズ名義（旧商号「スマートライフ」の名義の場合もあります）のままの物件が相当数残っています。このままであれば、破産に伴い、ライフラインが途絶します。

ライフライン途絶対象と判断される物件のオーナーまたはスマートデイズに代わる管理会社各位に対しては、従来から注意喚起を繰り返してきたところですが、あらためて、5月11日付けにて、契約名義の切替に必要なお客様番号等を添えて、個別にメールまたは郵送にて連絡済みです。大至急、名義切替をお願いします。

<連絡先>

破産者株式会社スマートデイズ 破産管財人室

TEL 03-6804-3169

受付時間 9時～18時（平日）

E-mail sl_support@smt-days.co.jp

添付：破産手続開始決定